平成２１年（フ）第１６８号
栃木県小山市大字間々田2378番地１　メゾンドトラヤ104号、従前の住所栃木県下都賀郡野木町大字友沼5961番地２　レオパレス龍206
債務者　越野　慎也（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第２０１８７号
東京都足立区島根３丁目27―17―401
債務者　大出　英治
１　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月12日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０１８８号
東京都江戸川区南葛西５丁目17―５―314
債務者　福本美登里
１　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月12日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０１９７号
東京都新宿区三栄町８―15―２Ａ
債務者　藤田　昭子
１　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月12日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０２２６号
東京都江戸川区中葛西８丁目３―13―203
債務者　種市由美子（旧姓林）
１　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月12日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０２９１号
東京都北区豊島８丁目15―２―805
債務者　前田　義久
１　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０２９３号
東京都江戸川区東葛西５丁目18―９―402
債務者　大野　有紀
１　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３０８号
東京都足立区青井１丁目５―９―202
債務者　高山　裕司
１　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３５８号
東京都中野区松が丘１丁目22―19　國分荘１―Ｃ
債務者　成田　　歩
１　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３７８号
千葉県松戸市五香１丁目27―47―602
債務者　本橋　清存
１　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３８９号
東京都目黒区八雲５丁目３―３―533―２Ｂ
債務者　矢野めぐみ
１　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３９２号
東京都板橋区南常盤台１丁目17―６　第二清風荘101
債務者　竹村　佳奈
１　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３９５号
神奈川県相模原市東大沼４丁目15―７―202
債務者　島田　眞治
１　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３９６号
神奈川県相模原市東大沼４丁目15―７―202
債務者　島田由紀子
１　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３９７号
神奈川県横浜市瀬谷区三ツ境89　三ツ境グリーンハイム１棟622
債務者　見鳥　絵里
１　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３９８号
神奈川県川崎市多摩区堰２丁目５―17―301
債務者　田口　真孝
１　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部